



ひとり親家庭のお父さんへ

下野市では、『児童育成支援手当』の制度がはじまります。

父母の離婚等で、母と生計が一緒でない18歳まで（正確には18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）のお子さん（一定の障害がある場合は20歳未満）を養育しているお父さんが対象となります。

手当を受けることができるのは、下野市にお住まいで、父母が離婚 母が死亡 母の生死が明らかでない 母が一定の障害にある 等の児童を養育しているお父さんです。

ただし、公的年金や遺族補償・生活保護を受給している方等は対象外になります。

■手当額

手当額は、全部支給の場合は月額41,880円、一部支給の場合は月額9,880円から41,870円で、児童2人目は5,000円、3人目以降は3,000円を追加するなど、児童扶養手当の額と同じ扱いになりますので、法律の改正等により変更になる場合もあります。

また、手当支給は申請月の翌月からとなりますが、所得要件により手当が支給されない場合もあります。

なお、詳細、申請手続きについては、下野市児童福祉課子育て支援係（石橋庁舎：☎52-1114）までお問い合わせください。

「乳幼児医療費助成」が「児童医療費助成」に変わります。

平成18年2月診療分から 助成対象が小学校3年生まで拡大します！

現在の0歳児から未就学児までの方は…
(平成11年4月2日生まれ以降)

すでに登録のある方は自動拡大しますので、手続きは必要ありません。
ただし、まだ登録をしていない方は登録をしてください。
(随時受け付けております)

現在の小学校1・2・3年生の方は…
(平成8年4月2日～平成11年4月1日生まれ)

☆南河内地区・石橋地区の方は
登録の手続きが必要です。

国分寺地区の方も、手続きをされていない方は登録の手続きが必要になります。児童の保険証・保護者の通帳（郵便局以外）・印鑑をお持ちください。

■受付場所

石橋庁舎市民課窓口 ☎52-1111
南河内庁舎市民課窓口 ☎48-2111
国分寺庁舎保険年金課 ☎40-5558

■対象期間は転出転入などを除き次のとおりです。

- ・現在の1年生
平成18年2月から平成20年3月までの2年2カ月間
- ・現在の2年生
平成18年2月から平成19年3月までの1年2カ月間
- ・現在の3年生
平成18年2月から平成18年3月までの2カ月間

問い合わせ先

市民生活部 保険年金課 給付係
☎40-5558

特別児童扶養手当の取扱い窓口がかわりました。

これまで特別児童扶養手当の取扱い窓口は南河内町健康福祉課、石橋町住民課、国分寺町健康福祉課となっていましたが、1月10日から下野市児童福祉課子育て支援係（石橋庁舎：☎52-1114）にかわりしました。

なお、現在お持ちの手当証書につきましては、8月の現況届までそのまま保管してください。